

御所市第3次まち・ひと・しごと創生
総合戦略策定支援業務委託仕様書

令和6年4月

御所市第3次まち・ひと・しごと創生
総合戦略策定支援事業者選定部会

1 業務名

御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 本書の位置づけ

御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務（以下「本業務」という。）において、本業務の範囲と内容、事業者に要求する水準及び事業者が果たすべき役割を規定し、本業務に応募する事業者の提案に必要な具体的な指針を示すものである。事業者は、この仕様書に記載された事項について策定方法等について提案すること。

4 業務の目的

人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小など近年の社会情勢の変化は著しく、本市の取り巻く環境も著しく変化している。その中で、「御所市第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「現総合戦略」）」が令和6年度末（2024年度末）に満了を迎える。それに伴い、現総合戦略の実施状況やその成果、課題を明確にした上で、御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「次期総合戦略」という）の策定を行う。

次期総合戦略の策定にあたっては、少子高齢化を前提として子育て・健康・観光・農業・雇用・教育等幅広い分野における現状や住民ニーズの把握、分析等を通じて、本市の人口減少要因を明確にした上で、現総合戦略の各種施策の進捗把握を行いながら、中長期を見据えた将来のまちづくりの方向性を検討していく。

本業務においては、アンケート調査を実施し、既存の文献、白書、国の地域経済分析システム等により提供される各種統計データを活用しながら、本市の現状分析等を行い、本市の人口の将来展望、各政策分野における基本目標や具体的施策と重要業績評価指標（KPI）の設定等を総合的に支援する。

また、ICTやDX等の新しい視点での取り組みについても盛り込むとともに、デジタル田園都市国家構想の内容を勘案した計画を策定することとする。

5 業務内容

概要は次の通りであるが、業務内容の詳細については、受託者の提案を基に受託者と協議の上、決定する。

（1）基礎的調査の実施

①市の現況把握・分析

既存計画等各種データを活用しながら、現況基礎データを収集・整理し、本市の現況を把握する。

②市民アンケート調査の集計・分析

まちづくりに関する市民の意向や要望、施策の評価・満足度、まちづくりへの参

加意欲等を把握し、計画に反映するため市民アンケート調査を実施する。

なお、アンケート調査票の企画作成・印刷・配付・回収・集計・結果分析は受託者が実施するものとする。

○調査対象：市内在住者の男女

○標本数：3,000世帯

○調査方法：郵送による配布、回収

※調査内容（調査対象及び項目等）や分析手法等について具体的に提案すること。また、将来展望に必要なアンケート調査やヒアリング調査も必要に応じて行うこと。

※発送用の封筒及び返信用封筒（ソフトカラー・テープ付き）の作成・印刷、発送と回収に要する費用（郵送費）は提案価格の中に含む。

※調査期間中に督促はがきを1回送付すること。

③来訪者または関係人口等へのアンケート調査実施・分析

御所市の人口を増やすために取り組むべき施策等についてアンケート調査を実施する。調査標本や方法については他市町村での事例等を参考に検討する。

④子育て世帯に向けたアンケート調査

○調査対象：子育て世帯

○標本数：100世帯

○調査方法：ヒアリング

⑤現総合戦略の進捗状況の把握・整理

具体的な取り組みの進捗状況や重要業績評価指標（KPI）等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

（2）検討組織の運営支援

庁内会議及び総合戦略会議、庁内研修、グループワーク等の企画、資料（原稿）の提供等、円滑な運営を支援するとともに、業務の遂行上必要に応じて各会議に出席し、議事録を作成すること。

（3）次期総合戦略素案の作成

現総合戦略の検証結果及び各種会議の検討結果を踏まえて次期総合戦略素案を作成する（現総合戦略の人口ビジョンの見直しも含む。）。

（4）進捗確認シートの作成

次期総合戦略策定後の進捗状況について、把握するためのシートを作成する。

（5）パブリックコメントの支援

市民意見の聴取のために実施するパブリックコメントに必要な資料作成を行うとともに、市民から提出された意見・提案等を整理し、次期総合戦略に反映する。

6 成果品及び権利関係

(1) 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

成果品については、意味不明、不完全又は曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的又は特殊な法律・技術用語に関しては用語解説又は注釈を付記すること。

本市において実施する成果品検査の結果、本仕様書記載の内容と異なるまたは不足する場合には、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所の修正又は追加を行うこと。

関係者、市民や議会への進捗状況の周知を図り、理解を深めるため、各種成果品に関しては、中間報告等、部分的に納品を求めることがある。

なお、提出時期については、別途指示する。

①各種調査結果及び収集資料等 計画資料編	2部
②御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略 詳細版 (A4版 製本 全頁カラー印刷)	200部
③御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略 概要版 (A4版 製本 全頁カラー印刷)	200部
④御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略 進捗管理及び検証シート	一式
⑤打ち合わせ協議及び各種の会議資料、議事録	2部
⑥上記の電子データ (CD-ROM等)	正副2枚

※電子データの形式は、本市と協議の上、決定することとし、必ずウイルスチェックを行うこと。

(2) 権利関係

受託者は、本業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条に定められた権利を含む）を成果品の納入、検査合格後、直ちに本市に無償で譲渡するものとし、本市の承諾を得ずに複製したり、他に公表してはならない。

本市は、自由に加工、複写、ホームページへの掲載等を行い、公表できるものとする。

本業務の成果品の一部または全部をホームページに掲載することがあるため、受託者は、著作権等の権利関係に留意して所要の手続き・権利表示を行い、成果品を作成すること。

業務に際して使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利に関しては、受託者において、使用許可を得ることとし、第三者の知的財産権（著作権、意

匠権、商標権、特許権等)、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任、費用負担を負うこと。

7 納品場所

本業務の成果品の納入先は、御所市役所企画政策部企画政策課とする。

8 留意事項

(1) 業務の進め方

業務遂行にあたっては、契約締結以降、進め方や資料確認など適宜、十分な打合せを行いながら、業務を進めていくものとする。なお、本市が保有する資料や数値等のデータに関しては可能な限り提供する。

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議し、承認を得ること。

(2) 個人情報の保護・秘密保持

業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

業務の遂行上知り得た個人情報その他秘密を他に漏らしてはならない。また、契約期間の終了または解除後も同様とする。

成果品(業務の過程で得られた記録等を含む。)を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。

本市は、いつでも受託者に対して、個人情報に関わる管理状況等を監査する権限を有するものとする。本市が受託者に対して個人情報保護に関する監査を実施する場合、受託者は本市に協力しなければならない。

(3) 再委託の禁止

本業務の受託者は、本業務の全部または主要な部分を第三者に再委託することはできない。本業務の一部を再委託しようとする場合は、書面にて、事前に再委託業務範囲、内容及び第三者の業者名を明記し、本市に提示し、承認を得ること。また、承認の際に第三者の身元を明らかにする資料等の提出を求める。

再委託の範囲及び内容は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

再委託する場合、第三者も受託者と同等の責任を負う。

(4) 準拠法令

本業務は、本仕様書による他、以下に掲げる関連計画、関係法令及び条例等に準拠し、最新版の図書を参考にして実施するものとする。

①まち・ひと・しごと創生法

- ②御所市第6次総合計画
- ③御所市都市計画マスタープラン
- ④御所市第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ⑤御所中心市街地地区まちづくり基本構想及び基本計画
- ⑥御所市地域公共交通計画
- ⑦御所市地域公共交通実証運行計画
- ⑧御所市公共施設等総合管理計画
- ⑨御所市過疎地域持続的発展計画
- ⑩御所市契約規則
- ⑪個人情報の保護に関する法律
- ⑫その他関係法令及び通達等並びに御所市条例及び規則等
- ⑬その他本市関連計画

(5) その他

- ①受託者は、本業務の着手前に、以下に掲げる書類を本市に提出し、承認を得るものとする。
 - 着手届
 - 業務履行体制表
 - 業務実施計画書及び工程表
 - その他本市の指示により提出を求められた書類
- ②受託者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- ③受託者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。
- ④受託者は、本業務で調査収集した文献等資料を本市に提出すること。
- ⑤本業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。